

第3号議案 平成20年度事業計画書について

平成20年度事業計画書(案)

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

東京株式市場の日経平均株価が15,000円割れでスタートしたことにも示される通り、平成20年は波乱の幕開けとなった。要因としては、サブプライムローンの問題でアメリカの景気指標が悪化したことや先の見えない原油高が一因と言われているが、平成18年に発生した耐震偽装問題が今もなお建設業界や宅地建物取引業界に深い傷跡を残し「建築不況」に陥ったことも大きな要因である。また、消えた年金問題や防衛省の不祥事問題等が陰を落としているのも原因と思われる。

一方、平成20年12月には「公益法人制度改革」が施行される。これによって、現在の社団法人は税制上の優遇策を受け続けられる「公益社団法人」か、あるいはその恩恵を受けられなくなる「一般社団法人」のいずれかを選択し5年の移行期間中に移行しなければならなくなったことから、今後5年間で組織や事業が大幅に見直しされるのは間違いのないことである。

さて、このような状況にある当地方本部は会員の公正で適法な宅地建物取引に資するよう業法で定められている研修会を適切に実施することとするが、万が一会員の責めにより消費者に不測の損害を与えた場合でも速やかな弁済業務を行う等、消費者保護の立場に立った業務を行う。

以上の視点に基づいて、消費者保護と会員の資質向上を図るため、平成20年度は以下の事業を重点事業として実施する。

記

1. 入会審査業務

入会希望者の早期開業を図るため月二回審査会を行う。

2. 苦情解決処理業務

宅地建物取引業にかかる苦情解決申し出については迅速かつ適正に処理する。不動産取引全般にわたる相談業務については不動産無料相談所並びに仙台市青葉区役所の市民相談室において適切に対応する。

3. 弁済業務

消費者保護の観点から最優先事項として適切かつ公正、迅速な処理を行う。

4. 求償業務

弁済認証の対象となった会員に適法な措置で求償する。

5. 研修業務

宅地建物取引業法に基づいた研修会の内容の充実と会員の参加意識の高揚を目指す。

6. 広報業務

会報等を通して適宜関係法令の周知を図る。

7. 手付金保証、保管業務

宅地建物取引業法に基づくこれらの業務ではあるが殆ど利用されていないことから、適宜会報等で制度の案内をしてゆく。